

平成30年第2回北上市教育委員会定例会

1 日 時 平成30年2月20日（火） 午後1時30分

2 場 所 北上市役所本庁舎5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

小 原 善 則
薄 衣 景 子
高 橋 きぬ代
高 橋 善 郎
照 井 渉

5 説明のため出席した職員

【 教 育 部 】

教 育 部 長	高 橋 謙 輔
総 務 課 長	菅 野 和 之
学校教育課長	高 橋 亨
子育て支援課長	高 橋 博 信
文化財課長	高 橋 博
学校給食センター所長	千 田 研 洋
鬼の館館長	島 津 秀 仁
中央図書館長	高 橋 景 子

【まちづくり部】

まちづくり部長	阿 部 裕 子
生涯学習文化課長	八重樫 信 治
スポーツ推進課長	高 橋 剛

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件、協議案2件が原案のとおり可決、承認された。

議案第2号 平成30年度教育行政施策の基本方針について

協議案第2号 北上市いじめ防止対策基本方針の改定について

協議案第3号 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準条例の一部を改正する条例について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午後1時30分)

教育長 ただいまから平成30年第2回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2、教育長事務報告に入ります。

資料は、定例会日程の次のページをご覧ください。

今定例会では、2月7日(水)、「平成29年度第2回県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換会」について、報告をいたします。

この会議は、毎年度2回開催されているもので、年度初めと年度末に開催されております。県内33市町村から教育委員会教育長、または、職務代理者等が出席します。前日の2月6日(火)には、教育委員の皆さんには、お忙しい中、全員ご出席をいただきました岩手県市町村教育委員協議会教育長・教育委員研修会が、盛岡市民文化ホールにおいて開催されました。その中で、岩手県教育委員会事務局学校教育課から「いわての学力向上について」のご講話があったところですが、今回のこの県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換会では、平成30年度における県教育委員会の施策の方向性などについて、教育行政施策全般にわたって説明されたものであります。正式には、県教育長の施政方針演述として、過日の2月定例岩手県議会の冒頭に発表されました。

本日は、その中から 数点について、報告いたします。

岩手県では、平成30年度までの復興基本計画に基づき、平成29年度と30年度を第3期とする期間とし、「更なる展開への連結期間」と位置づけ、取り組みを着実に進めているところであります。県教育委員会では、県の計画と軌を一にして、学びの場の復興に全力で取り組むとともに、本県の教育復興基本計画

に位置づけている「いわて県民計画」第3期アクションプランや「岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づき、「知・徳・体」を備え、調和のとれた人間形成という教育目的の実現などを図るため、現下の課題に適切に対応しつつ、中長期的展望に立ち、時代のニーズを的確に対応しながら、学校教育や生涯学習の推進等に取り組んでいきますとの内容でありました。なお、平成30年度は、岩手県民計画の最終年度、並びに岩手県教育振興計画の最終年度にあたり、これまで目標としてきた成果指標に対する達成状況が問われることや 新たな県民計画や教育振興計画の策定に向けた取り組みの一年になるものと思われ、各市町村ともに、緊張の一年となるものと思います。

来年度の岩手県教育振興基本計画では、次のような柱だてをしております。

一つ目の柱、「東日本大震災津波からの教育の復興」 については、4つの項目が挙げられておりました。

- 一つ、きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実、
- 一つ、文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承、
- 一つ、社会教育・生涯学習環境の整備、
- 一つ、スポーツ・レクリエーション環境の整備、

二つ目の柱、「岩手県民計画」第3期アクションプランの着実な推進」については、5つの項目が挙げられておりました。

- 一つ、学校教育の充実、
- 一つ、社会教育の充実と生涯を通じた学びの環境づくり、
- 一つ、文化芸術の振興、
- 一つ、豊かなスポーツライフの振興、
- 一つ、業務推進の基本姿勢

以上が、大きな柱立てとして示された項目でありました。

その中で、「学校教育の充実」では、 児童生徒の学力向上、キャリア教育の充実、豊かな心を育む教育の推進、健やかな体を育む教育の推進、特別支援教育の充実、家庭・地域との協働による学校経営の推進、学校施設の整備の7項目が示されました。

昨年度も具体的な数値目標について紹介いたしましたが、平成30年度までの岩手の総合計画第3期アクションプランでは、小学5年生と中学2年生に実施している岩手県小中学校学習定着度状況調査における「授業の内容が分かる」と回答する児童

生徒の割合を平成 26 年度で 69%であったものを平成 30 年度までには 73%にするという目標を立て、具体的な数値目標が示されており、北上市においては、平成 29 年 10 月に実施した「平成 29 年度岩手県小中学校学習定着度状況調査」において、「授業の内容が分かる」と回答した児童生徒の状況は、小学校で 91.7%、中学校で 78.3%、小中学校平均では 84.0%となっており、県が定めた指標をいずれも達成している状況ではありません。また、平均正答率で見ますと、小学 5 年生及び中学 2 年生ともに、全ての教科が岩手県平均を上回っている結果になりました。しかし、市全体としての平均は上回っても、教科による格差、教科内の領域の理解格差、学校間格差、学校内の学級間格差等々、課題も多く、さらに分析し、課題解決に取り組んでまいりたいと思います。

岩手県の教育行政施策の中から、報告いたします。

まず、児童生徒の学力向上については、先日の担当課長からの講話のとおりでありましたので、その分については割愛いたしますが、特にも 岩手の児童生徒の英語力向上に一層の力点が置かれる内容でありましたので、ご紹介します。

来年度、新規に、「いわての地域国際化人材育成事業」をスタートさせるとのことでありました。イーハトーブ・イングリッシュキャンプ、イーハトーブ・グローバルキャンプの実施や全県英検テストの実施などが報告されておりました。イングリッシュキャンプでは、小学 5 年生から中学 1 年生を対象としたイングリッシュキャンプを県内 4ヶ所の青少年の家で各 1 回ずつ開催、中学 1 年生から高校 3 年生までを対象としたイングリッシュキャンプを花巻にある県立総合教育センターで年 2 回、開催し、さらに、中学 1 年生から高校 3 年生を対象としたグローバルキャンプを青少年の家で年 2 回、開催するというものです。また、全ての中学 2 年生を対象とした、英検協会の英語検定が実施する「英語能力測定テスト」である 英検 I B A (Eiken Institution Based Assesment) を継続実施するというものです。

イングリッシュキャンプやグローバルキャンプについては、いずれも回数が限られており、参加者も各回 30 名または 40 名という対象者数でありました。英検テストの「I B A」は全ての中学 2 年生が対象ですが、イングリッシュキャンプなどは、申込みをし、選抜された生徒が対象となります。文科省では、

平成 32 年度には、中学 3 年生で英検 3 級取得を、全国平均 50% を目標としておりますが、当市においては、目標を 60% としており、県の施策以上の強化策を展開しなければ、達成は難しいと感じました。

次に、岩手県教育員会生涯学習文化財課からの説明で注目すべき事がありました。それは、「いわて地域学校連携・協働推進事業」についてであります。いわゆるコミュニティ・スクールへの移行が発表されました。今後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正により、5 年後には、地域学校連携・協働を一層推進させるための方策として、全ての学校に学校運営協議会（いわゆるコミュニティ・スクール）をおくことが義務化となる可能性が高いことが見込まれる のことで、本県においても、文科省が進める「コミュニティ・スクール」へのスムーズな移行に資するため、その推進方策について検討を始めるということです。目標を平成 34 年度とし、平成 30 年度から 2 年間で周知期間とし、平成 32 年度から 2 年間で試行期間とし、本格実施を平成 34 年度とする意向のようでありました。ご案内のとおり、発足以来、50 年を経過している「岩手県教育振興運動」や「いわて型コミュニティ・スクール」、「学びフェスト」など、岩手県教育委員会を進めてきた諸施策との整合性を図り、どう県内全市町村に定着させるかが大きなポイントであると思われました。来年度においては、県教育委員会では、「地域学校連携・協働検討委員会」を立ち上げる考えのようでありました。当北上市においては、現在、「地域教育力向上推進委員会」が中心になって、学校と地域、保護者、行政が一体となった子供たちの健全育成と学力向上に、取り組んでいる状況であり、また、学校においては、学校評議員制度や学びフェストが定着しつつあることから、今後、これまでの制度をどう整理し、コミュニティ・スクール導入に結びつけるか、学校現場の負担軽減を図りながらも関係各課との一体的な取り組み体制の構築を図るかが課題となるであろうと考えられ、来年度以降、本市においても検討委員会などの立ち上げも考えていかなければならないものと思えます。

いずれ、今後、県教育委員会の教育行政施策の具体的な内容について、明らかになってくるものと思えますので、詳細について分析し、北上市教育委員会施策に活かしてまいりたいと思えます。

教育長 以上で事務報告を終わります。

教育長 ただいまの報告について、御質問がございましたならお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 それでは日程第3、議事に入ります。

初めに、議案第2号平成30年度教育行政施策の基本方針についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長 ただいま上程になりました議案第2号平成30年度教育行政施策の基本方針について、提案理由を申し上げます。

北上市教育振興基本計画の基本目標及び基本方向に基づき、平成30年度における教育行政施策の基本方針を定めようとするものであります。

内容につきましては、教育振興基本計画に定める5つの基本方針に基づいて施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第2号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長 内容については先日の協議会で御意見をいただきましたので、その後変更した箇所について説明いたします。

2ページの子育て家庭への支援について、さらに後に子どもの医療費助成の拡大について追記いたしました。

続いて、4ページの学校教育関係の箇所ですが、プログラミング教育についてに論理的思考を追記しました。また、情報モラル教育について具体的内容を記載しました。

5 ページの児童生徒への就学支援についてですが、いじめの未然防止について、具体的な内容を追記しております。

7 ページのいきいきと共に楽しく学ぶ環境づくりですが、生涯を通じた学習機会の充実の箇所にも多文化共生に関する記載を追加しております。

9 ページについて社会教育施設の適切な管理と運営の記載箇所に利根山光人記念美術館の実施内容を追記しております。

同じく 9 ページの芸術文化活動の推進について、市民芸術祭の記載に子どもの参加についてを記載しております。

教育長 御質問等がありましたならばお願いします。

高橋きぬ代委員 5 ページ 3 の学校、家庭、地域との連携による教育の充実の箇所で、1 段落目と 2 段落目は具体的に内容が記載されております、3 段落目、4 段落目の記載が具体的な内容ではなく、アウト表現になっている。(違和感を感じる。)

総務課長 言っていることについては、そのとおりに思います。前半は力を入れて記載していますが、指摘の箇所は具体的に記載できないため簡単な表現になっている。ただし、記載している内容は重要なことを言っており、全体的に埋もれている感じとなっているので、表現については検討したいと思います。

教育長 項目的に短文で繋がっていることで、それぞれ言いたいことがバラバラになっていると思う。ご指摘いただいた内容を事務局で修正したもので完成版としたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

教育長 その他ありますか。

なし。

教育長 それでは、議案第 2 号について、原案の通り（一部修正）ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 異議なしと認めます。

次に日程第4、協議に入ります。

はじめに、協議案第2号 北上市いじめ対策防止基本方針の改定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長 ただいま上程になりました協議第2号北上市いじめ防止対策基本方針の改定について、協議の理由を申し上げます。

国及び県が、いじめの防止等のための基本的な方針を改定したことに伴い、国及び県の改定状況を踏まえ、より実効性のある基本方針とするために北上市いじめ防止対策基本方針を改定しようとするものであります。

よろしくご協議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議案第2号について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長 補足の説明はありますか。

学校教育課長 補足説明

教育長 御質問等がありましたらお願いします。

なし。

教育長 それでは、協議案第2号について、原案の通りご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。

次に協議案第3号北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第3号北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例に引用している条項に異動が生じたため、改めようとするものであります。

施行日は、平成30年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議案第3号について、御質問等がありましたならばお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長 補足説明

教育長 御質問等がありましたならばお願いします。

なし。

教育長 それでは、協議案第3号について、原案の通りご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 異議なしと認めます。
以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後2時00分)